1. 目的

天草市における開発行為等に盛土材などとして、石炭灰リサイクル建設資材【アッシュクリート Type II】(以下、ACIIという)を使用する場合の必要な事務手続きを本運用方針に明示し、開発行為許可申請者、開発行為等届出造成主(以下、申請者等という)、施行者、設計者及び当該資材を製造、運搬、施工する中間処理業者が遵守徹底することによって、使用の妥当性と安全性の証明、及び適切な施工とその管理の透明性確保を図り、地域生活環境の保全に寄与する。

2. 適用

本運用方針は、都市計画法第29条に基づく開発行為許可(変更含む)申請、及び天草市開発行為等による災害防止条例第4条に基づく届出(変更含む)が必要となる開発行為等において、盛土材等にACIを使用する工事(以下、工事という)に適用する。

3. 使用条件

ACIIを使用できる計画等条件は次のとおりとする。

- ①工事完成後において、ACⅡを取り壊し撤去することが発生し、新たな産業廃棄物の排出が想定されるような計画としないこと。
- ②公共施設(将来、公共施設として当該管理者へ帰属する可能性がある施設を含む) の築造、改修、補修に用いないこと。
- ③その他、工事箇所周辺の生活環境に影響を及ぼすことがないこと。

4. 必要資料等

- (1)申請者等は、2に規定する工事にACⅡを使用しようとする場合、当該工事の所定の手続きと並行して、石炭灰リサイクル建設資材使用計画書(新規・変更)(様式1)を次の関連資料を添付して提出するものとする。
- ①.3に掲げる条件を満たしていることの説明資料(工事において整備する施設・設備等配置計画、現地調査結果、公共施設管理者との協議録等)
- ② 切土・盛土量及びACⅡ使用箇所が明確となる図面、資料
- ③. A C II の製造から現場施工における体制図(責任者及び作業者の氏名・資格を明記)
- ④. (2) に掲げる資料に係る実施方法等管理計画
- ⑤. 施工時及び工事完了後、生活環境の保全上支障になると想定される要因の排除対策等
- ⑥. 施工現場までの運搬経路図、並びに各工程の所要時間ほか関連データを明示した 工程表

- ⑦. 熊本県に提出する石炭灰(フライアッシュ)再生利用計画書(添付資料含む) (熊本県が計画書を審査受理した場合は速やかにその写しを提出)
- ⑧. 使用する石炭灰種類毎の溶出試験(ヒ素、セレン、フッ素、ホウ素、六価クロム)、 吸水率試験の試験結果
- ⑨. プラント受入時に行った直近2回の石炭灰の溶出試験(ヒ素、セレン、六価クロム、アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛)の結果
- ⑩. 開発行為等工事請負及びACⅡに係る契約書、または注文書・請書の写し(未発注で確定していない場合は発注後提出)
- ① 住民等地元関係者への合同説明会記録簿
- ② その他、工事に応じて必要とする資料
- (2)申請者等は工事着工後から完了時において、ACⅡに係る次の試験、計測等を 適宜実施し、速やかに資料を作成提出するものとする。
- ①. プラント搬出から現場流体化終了までの時間管理結果(運搬時間+現場施工完了)
- ②. 現場で採取した溶出試験用試験体の溶出試験【JIS K0058-1】(項目 ヒ素、セレン、フッ素、ホウ素、六価クロム)結果(ACII施行中一月1回以上実施)
- ③. 降雨時における原水のPH計測(ACII施行中・雨止後)結果
- ④. 地下水、湧水等原水のPH計測(ACⅡ施工前・施行中混濁時・硬化後)結果
- ⑤. 工程表(変更時及び実績)
- ⑥. 生アッシュクリートプラント製造時の管理結果
- ⑦. 生アッシュクリート製造日ごとの圧縮試験用供試体の強度管理(7日及び28日 圧縮強度試験)結果
- ⑧. その他、工事に応じて必要とする資料

5. 取扱所管課

本運用方針に係る手続きは建設部建設総務課で処理する。

この運用方針は令和元年12月1日から適用する。